宇宙損害の賠償について 論点整理(たたき台)

平成21年5月25日 宇宙開発戦略本部事務局

このたたき台は、宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ第1回会合資料6「当面の検討課題について」において提示した「II. 宇宙活動に関する法制の整備に係る検討事項」中、宇宙損害責任に関連する論点について具体的な検討の方向性を御議論いただくために提示するものである。

1. 総論

- (1) 宇宙損害の賠償に関する制度設計の目的について
 - ① 被害者の保護
 - ② 民間事業者の宇宙開発利用の推進(宇宙産業の健全な発達)
- (2) 宇宙損害の範囲について

宇宙損害の賠償について議論するに当たって、宇宙損害の範囲を以下のとおりとすべきである。

- ① 宇宙物体の打上げ(ロケットのリフトオフからペイロードの軌道投入 までをいう。)、宇宙物体の再突入その他宇宙物体の落下に起因して、宇 宙物体が地表(水面を含む)において引き起こした損害並びに飛行中の 航空機に与えた損害
- ② 宇宙物体が人工衛星の軌道上など上記①以外の場所において他の宇宙 物体等(注1)に与えた損害
- (注1)「等」とは、当該宇宙物体内の人等をいう。

2. 国内の宇宙損害の賠償について

- (1) 宇宙物体の打上げ、再突入を行う事業者の宇宙損害の賠償について
 - 1) 責任集中について
 - ▶ 上記 1. (2)①の損害のうち宇宙物体の打上げ、再突入に起因する損害 (注2-1)に係る第三者損害賠償責任を負う主体を宇宙物体の打上げ、 再突入を行う事業者(以下、単に「打上げ事業者」という。)(注2-2) に集中するべきである。
 - (注2-1)「その他宇宙物体の落下」に起因する損害は、後述の人工衛星の管理において 発生した損害で読み込む。

(注2-2) 宇宙物体の打上げ、再突入について国の許可を受けた事業者をいう。

<宇宙産業の健全な発達>

✓ これにより、打上げ事業者に部品を供給した宇宙機器製造事業者や打 上げ事業者に宇宙物体を打上げさせる者を損害賠償責任から遮断し、 その法的地位を明確化、安定化することで、宇宙機器産業の健全な発 達、打上げ事業者の商業打上げ受注の国際競争力の強化を図る。

<被害者の保護>

- ✓ 被害者についても、責任主体の明確化により損害賠償請求の相手方の 認識が容易となる。
- ✓ ただし、責任を集中する場合は、被害者保護の観点から、
 - ・ 被害者の損害賠償請求権(財産権)を確実に責任集中主体に帰責させるために厳格責任を採用
 - ・ 責任主体において被害者に対する十分な賠償資力を担保 することが必要となる。
- ※ 打上げ事業者から宇宙損害の原因者たる第三者への求償については、 宇宙機器産業の健全な発達を図る観点から当事者間に明示の特約が存 在する場合と宇宙損害を発生させようとする故意ある第三者に限定す るべきである。
- ※ 打上げ事業者への責任集中を法的に確実に担保するため、製造物責任法(平成6年法律第85号)の適用を除外するべきである。

2) 厳格責任について

▶ 打上げ事業者の第三者損害賠償責任を厳格責任とするべきである。 ただし、上記 1. (2)②の損害に限り、過失責任を維持すべきである。 (注3)

<厳格責任採用の論拠>

- ① 上記 2.(1)1)のとおり、責任集中により被害者の損害賠償請求権 (財産権)の行使が阻害されないことを担保
- ② 打上げ、再突入という高度に危険な宇宙活動を行うことに伴う危 険責任主義の適用
- ③ 被害者による打上げ事業者の故意・過失の立証の困難性への配慮等、被害者保護の観点による。

<免責事由について>

✓ 打上げ事業者の免責事由については、打上げ事業者に過大な負担を負わせることとならないようにすべきではないかとの観点と、十分な被

害者保護を確保すべきであることとのバランスを参酌して定めること が適切である。

- ※ 打上げ事業者に厳格責任を課す場合、<u>宇宙活動法の許可を受けずに国内で打上げ、再突入を行った者等の宇宙活動による 1.(2)①の損害についても</u>、上記 2.(2)2)の②、③の観点及び損害責任条約が国家間の損害賠償請求に当たって 1.(2)①の損害に係る無過失責任を定めていること(第 4 条 1 (a))を勘案すれば、過失責任の適用が合理的とは言えないため、<u>当該者の</u>厳格責任とすべきである。
- (注3) 1.(2)①の損害と異なり宇宙活動を行う者の間においてのみ生じる損害であって 一般公衆の被害者保護の必要がないこと、後述2.(2)の人工衛星管理者について過失 責任が維持されていることとの権衡、諸外国の宇宙活動法との権衡等を考慮したもの である。

3) 打上げ事業者の損害賠償責任履行の確実性の担保について

- ① 打上げ事業者への損害賠償措置の義務づけ
 - く打上げ事業者に損害賠償措置を義務づける論拠>
 - ✓ 被害者への損害賠償の確実かつ迅速な履行を確保
 - ✓ 打上げ事業者の偶発的な賠償負担を保険料の支払い等経常的な 支出に転化することで、経営の安定を担保

<損害賠償措置の内容>

- ✓ 打上げ事業者に第三者損害賠償保険(以下「TPL」という。)の付保を義務づけるべきである。
- ✓ 保険額等付保を義務づける TPL の内容は、被害者の保護の観点からの十分な賠償資力の確保、保険者の引受け可能な金額、本件に関する各国の宇宙活動法制の動向等を参酌して定めるべきである。
- ※ TPL 以外に供託等の損害賠償措置も認め得ると考えられる。
- ② 損害賠償限度額(保険額)を超える損害発生時の国の援助について
 - ▶ 損害賠償措置で填補されない損害について、国は、打上げ事業者 に対して、打上げ事業者が損害を賠償するために必要な援助を行 うべきである。

<国の援助が必要な論拠>

- ✓ 被害者への損害賠償の迅速かつ確実な履行を確保すること
- ✓ 国家的に推進すべき宇宙活動を担う打上げ事業者の経営の安定を 図ること
- ✓ 強制保険額を超える損害発生時に国が打上げ事業者を援助するこ

とが、他の宇宙先進国の趨勢となっている現状において、我が国 打上げ事業者の国際競争力の観点から諸外国と同条件の事業環境 を確保すること

(2) 人工衛星管理に起因する宇宙損害の賠償について

- ✓ 1.(2)①の損害に係る責任については、厳格責任とするべきである。 (2.(1)2)※参照)
- ✓ 一方、上記 1.(2)②の宇宙損害については、1.(2)①の損害と異なり、 宇宙活動を行う者の間においてのみ生じるものであるため、一般原則で ある過失責任原則を採用し、具体的事例に即して責任を負う者を決定す ることが適当である。
- ✓ なお、人工衛星管理に係る損害発生リスクは、打上げや再突入の場合と比べて極めて低いこと、人工衛星管理の態様が打上げや再突入と比して多様であること、他の諸外国の多くにおいて特段の措置が制度化されていない現状等にかんがみ、人工衛星管理者への責任集中、損害賠償措置の義務付けについては、必要はないと考える。

3. 宇宙損害責任条約に係る国と加害者・被害者との関係について

(1) 我が国が加害国となった場合の加害者に対する国の求償権について

✓ 加害者に対する国からの求償に関して、損害責任条約に基づき生じた 1. (2)①の損害についての国家の損害賠償責任と、加害者の被害者に対 する損害賠償責任との関係を明らかにした上で、二重払いが生じない ような仕組みとするとともに、国が条約に基づき賠償を支払った場合 には、2. (1)の責任の範囲内で加害者に求償できる旨の法定の要否を検 討すべきではないか。

(2) 我が国が被害国となった場合の被害者との関係、救済手続について

✓ 損害責任条約に基づき我が国に対して支払いが行われた場合の個々の被害者への分配に係る手続について、個々の被害者の損害賠償請求権と損害責任条約に基づく我が国の打上げ国に対する損害賠償請求権との関係を整理した上で、制度化の当否を検討することが必要ではないか。

以上